

令和4年度事業に関する資料
(修正版)

1. 船橋市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

本計画は、令和4年度を初年度とした令和13年度までの10年計画で、令和8年度を中間目標年度とし適宜見直しを行います。

令和4年度は、4つの数値目標のうち「①総排出量」と「②1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は目標を達成しましたが、「③リサイクル率」と「④最終処分量」は目標値に達しませんでした。

表1-1：本計画の数値目標と実績値の比較

数値目標項目	令和4年度			中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和13年度)
	目標値	実績値	達成状況		
① 総排出量	201,551 t	194,075 t	○	195,000 t	182,000 t
② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量	529.6 g	507.2 g	○	490 g	440 g
③ リサイクル率	23.3%	22.0%	×	26%	30%
④ 最終処分量	7,400 t	7,747 t	×	6,800 t	5,900 t

※①総排出量：以下の合計

家庭系ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）、有価物、小型家電
事業系ごみ（可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、食品残渣）

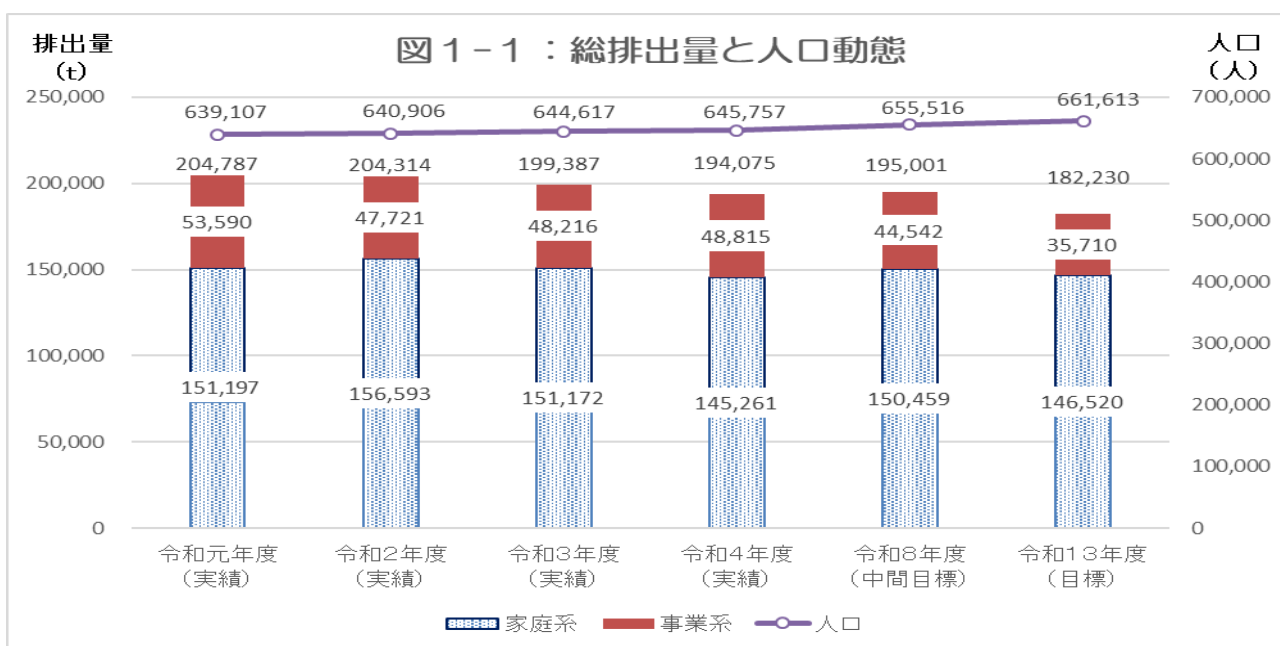
②1人1日あたり家庭系ごみ排出量：（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）/365日/人口

③リサイクル率：資源化量/総排出量×100

④最終処分量：埋立量

① 総排出量

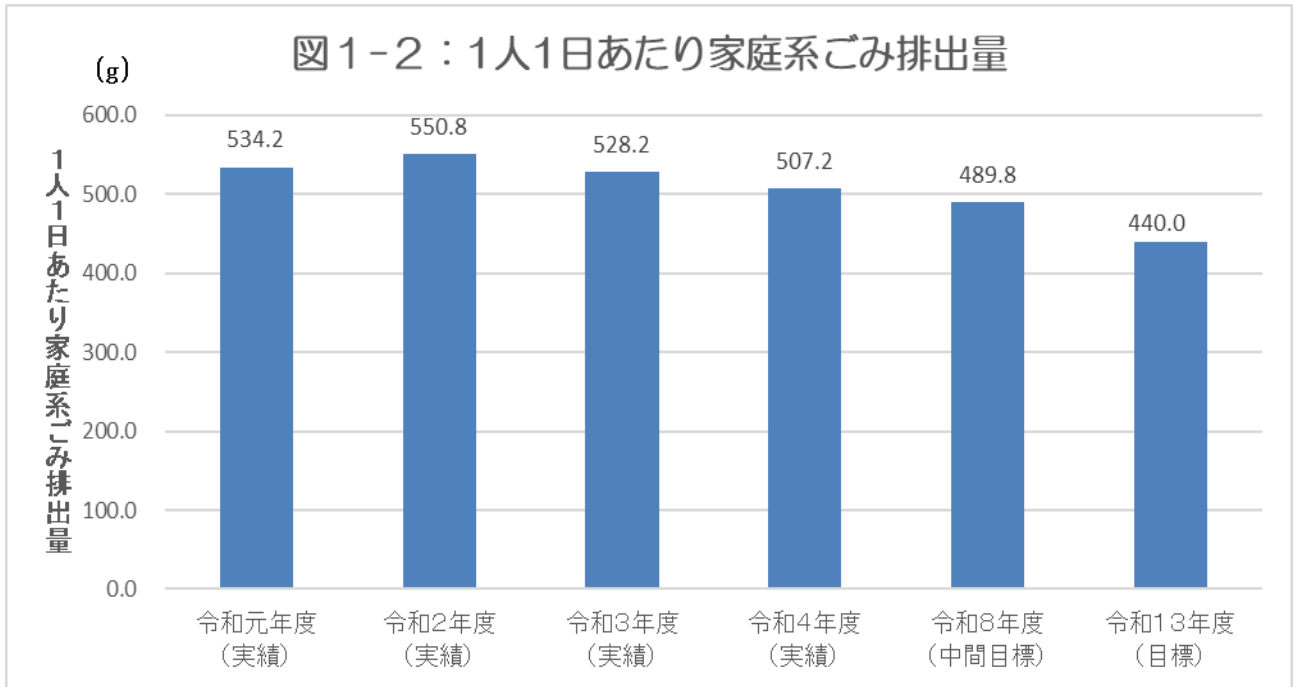
令和4年度は194,075tとなり、前年度と比べて5,312t減少しました。



※ 端数処理により、合計が合わない場合があります。

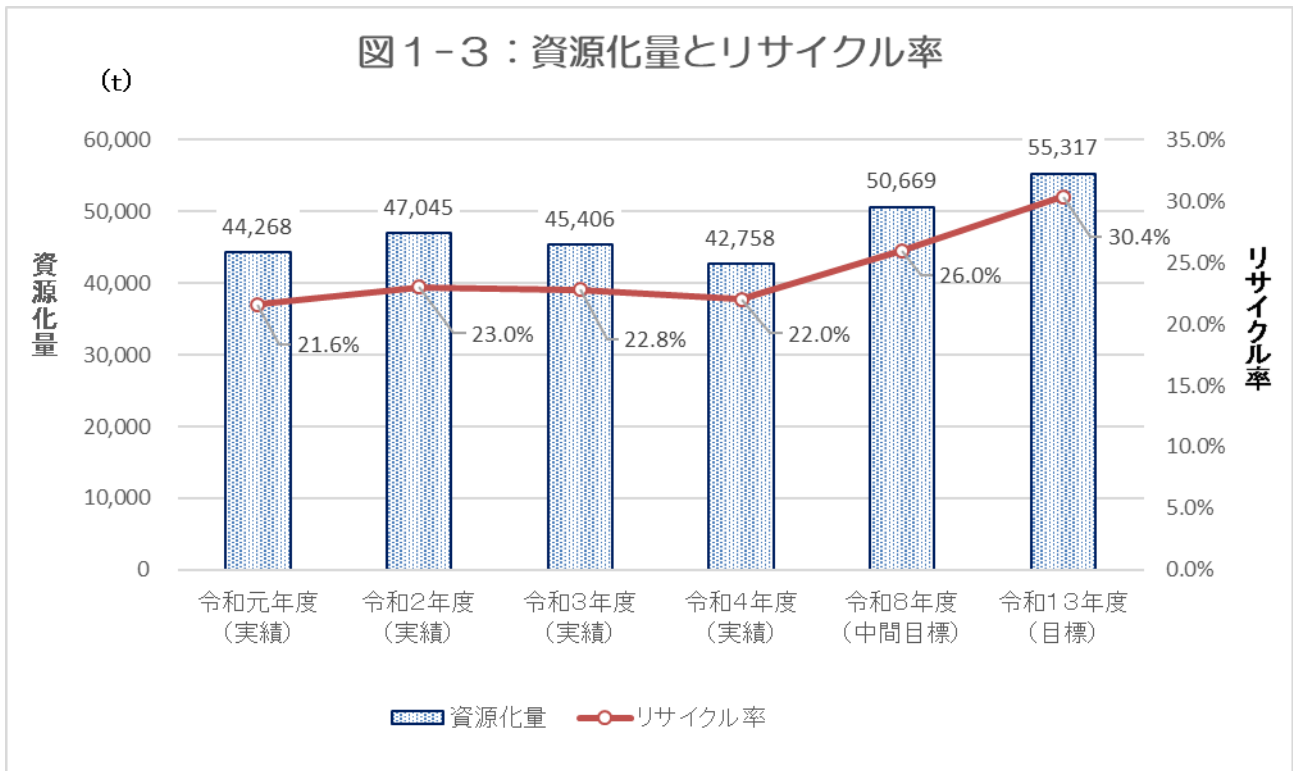
② 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

令和4年度は507.2gとなり、前年度と比べて21g減少しました。



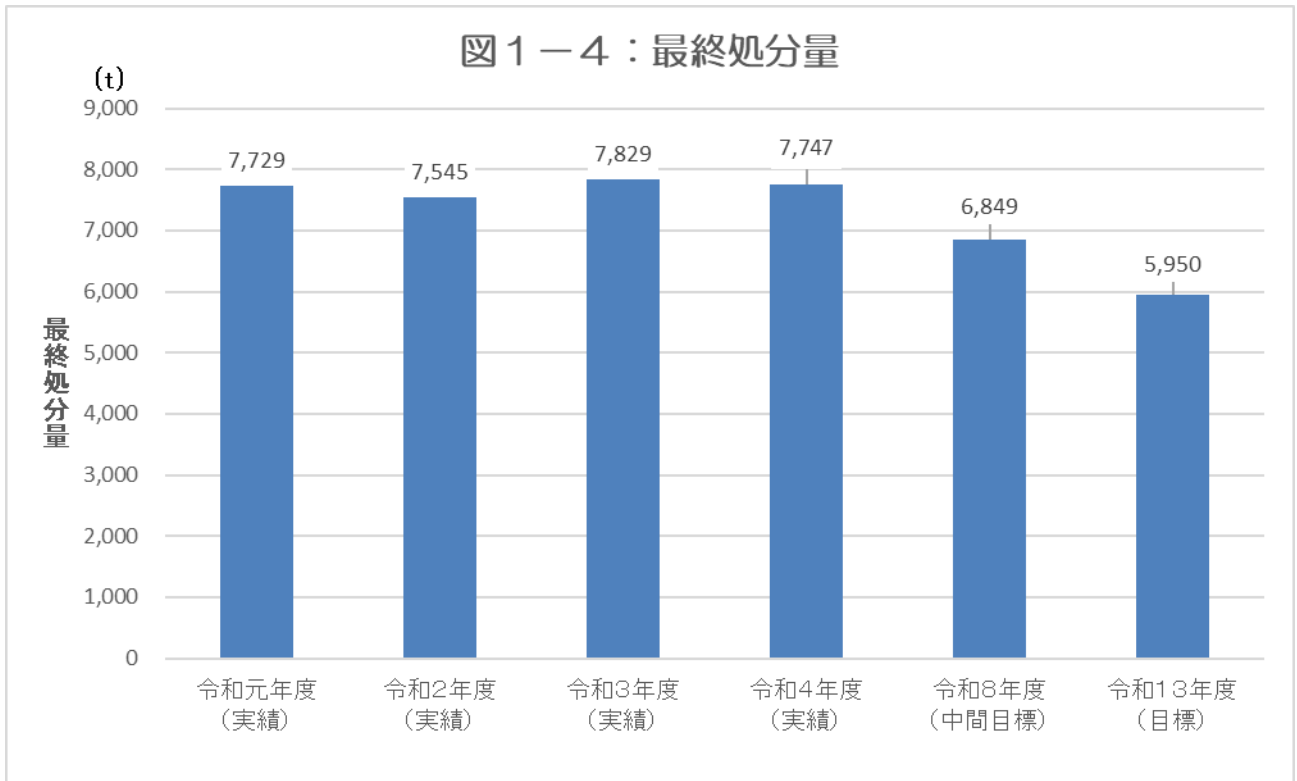
③ リサイクル率

令和4年度のリサイクル率は22%となり、前年度と比べて0.8%減少しました。



④ 最終処分量

令和4年度は7,747tとなり、前年度と比べて82t減少しました。



2. 船橋市食品ロス削減推進計画の進捗状況について

本計画は、令和4年度を初年度とした令和13年度までの10年計画で、令和8年度を中間目標年度とし適宜見直しを行います。

令和4年度は、家庭系の「①手つかず食品と食べ残しの発生量」と「②厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合」は削減目標を達成しました。

事業系は「③手つかず食品と食べ残しの発生量」は削減目標を達成できませんでしたが、「④厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合」は、削減目標を達成しました。

(1) 家庭系食品ロス

令和4年度は削減目標を達成しました。

表2-1 【家庭系】本計画の数値目標と実績値の比較

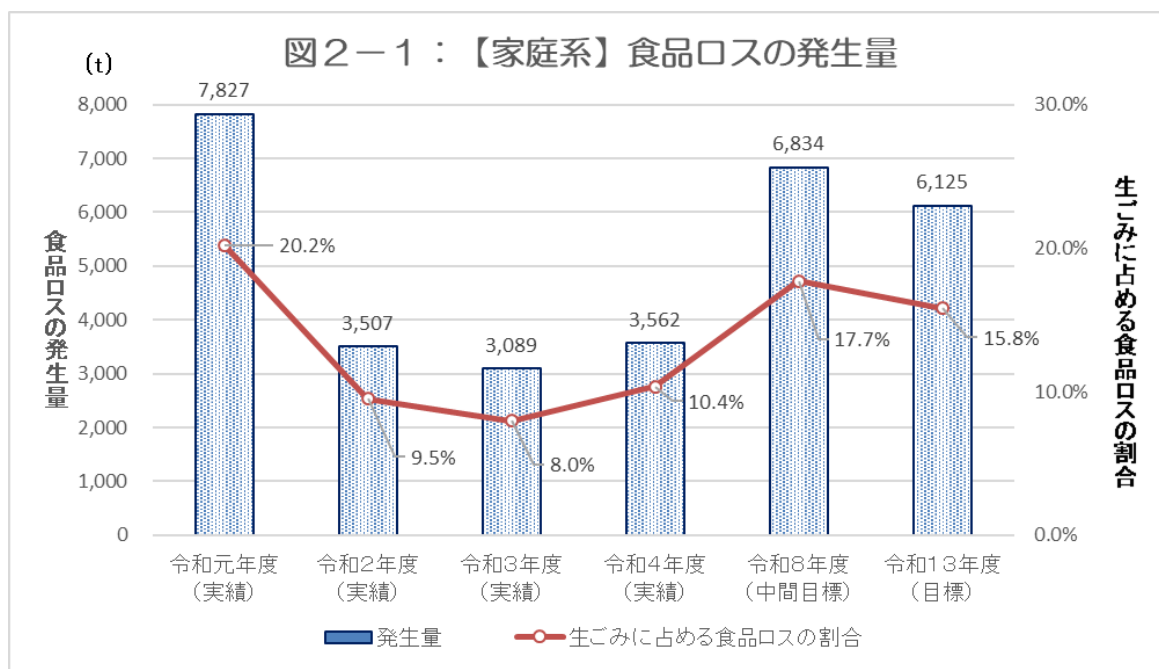
数値目標項目		令和4年度			中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和13年度)
		目標値	実績値	達成状況		
家庭系	① 手つかず食品と食べ残しの発生量 (t)	7,402 t	3,562t	○	6,834t	6,125t
	② 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合 (%)	19.1%	10.4%	○	17.7%	15.8%

① 手つかず食品と食べ残しの発生量

令和4年度は3,562tとなり、前年度と比べて473t増加しました。

② 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合

令和4年度は10.4%となり、前年度と比べて2.4%増加しました。



(2) 事業系食品ロス

事業系食品ロスの発生量は、事業系ごみ組成調査を実施している他市の調査実績に対し、本市の事業系可燃ごみ量を当てはめて算出しており、推計値となります。

表2-2 【事業系】本計画の数値目標と実績値の比較

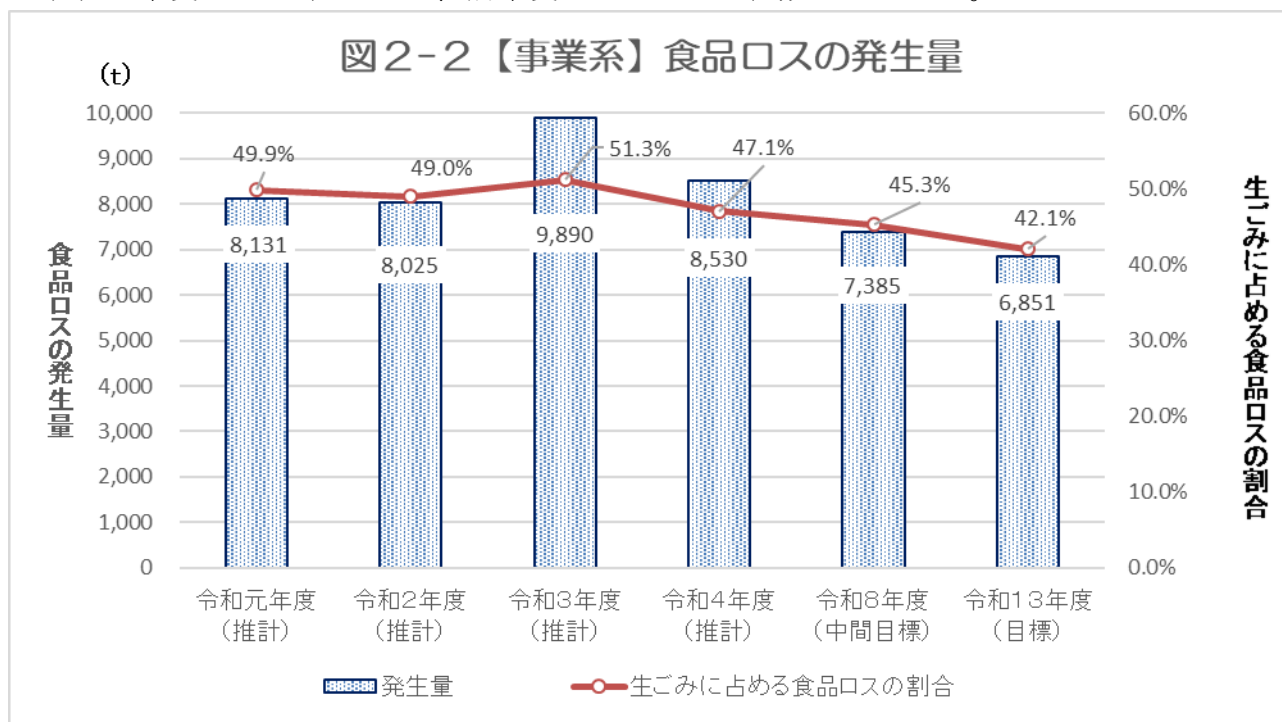
数値目標項目		令和4年度			中間目標 (令和8年度)	最終目標 (令和13年度)
		目標値	実績値	達成状況		
事業系※	③ 手つかず食品と食べ残しの発生量 (t)	7,811t	8,530t	×	7,385t	6,851t
	④ 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合 (%)	47.9%	47.1%	○	45.3%	42.1%

③ 手つかず食品と食べ残しの発生量

令和4年度は8,530tとなり、前年度と比べて1,360t減少しました。

④ 厨芥類のうち手つかず食品と食べ残しの割合

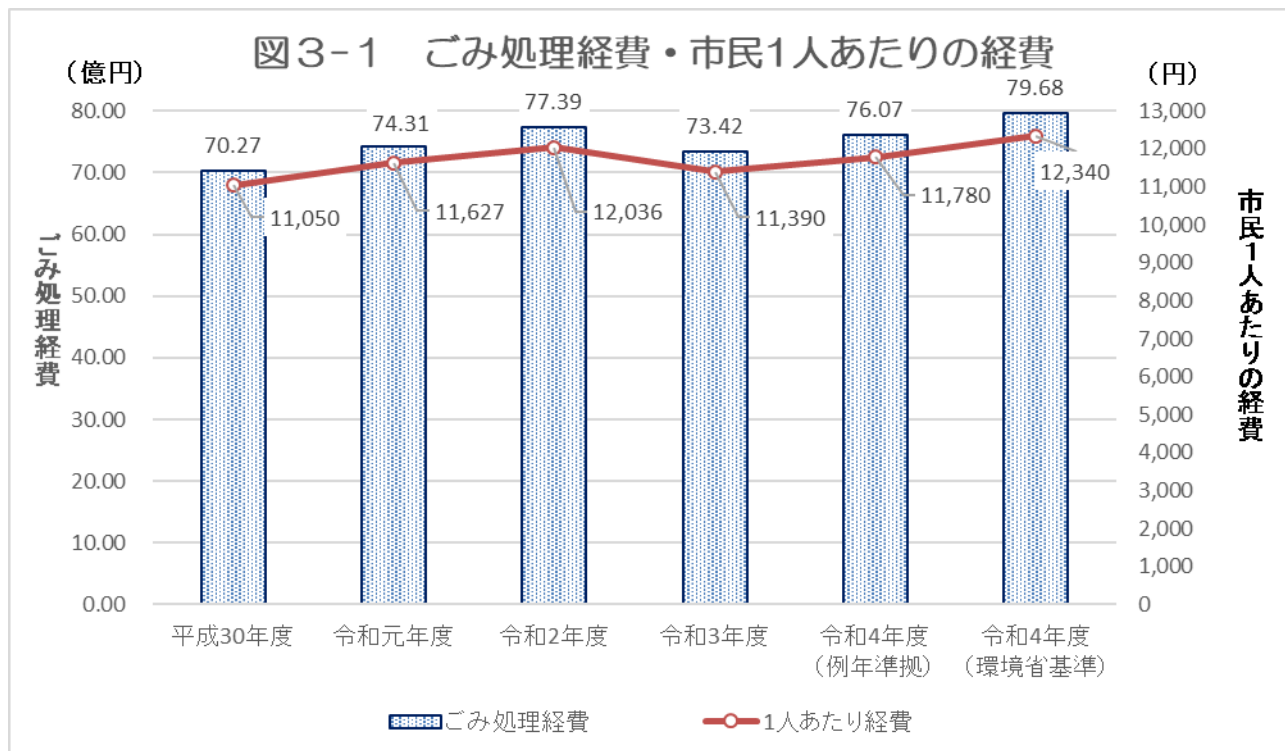
令和4年度は47.1%となり、前年度と比べて4.2%減少しました。



3. ごみ処理原価について

令和4年度のごみ処理（収集運搬、中間処理、最終処分）にかかった処理経費の合計は、約79億6,839万円でした。

この額を令和4年10月1日の常住人口から求めた令和4年度の市民1人あたりの額は12,340円となりました。



【ごみ処理経費の算定について】

単年度の決算では、清掃工場等の施設の建設費等が工程年度に集中することで、年度間で大きな差が生じることになり、年度間比較が困難になります。

このため、本市ではごみ処理事業にかかる行政コストを分析・評価するため（公社）全国都市清掃会議が作成した「廃棄物処理事業原価計算の手引き」（以下「全都清手引」という。）を参考に、本市独自の算定基準により算定してきましたが、令和3年度包括外部監査において、本市独自の計算方法を採用するのであれば、その結論の背景を明文化することを求められました。

また、令和3年度に国は一般廃棄物会計基準（以下「国基準」という。）を改訂し、令和5年4月1日には循環型社会形成推進交付金取扱要領を改正し、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の新設（更新を含む）について、交付金を申請するには、国基準の導入を行うことを要件化しました。

以上により本市では、包括外部監査の指摘を受け、本市独自のごみ原価計算基準の明文化を検討しましたが、今後ごみ焼却施設以外の廃棄物処理施設の整備にかかる交付金申請についても、国基準導入の要件化の可能性もあることから、令和4年度決算から、国基準でのごみ処理経費を算出することといたしました。